

議案第27号

伊賀市情報公開条例の一部改正について

伊賀市情報公開条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市情報公開条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次、本則（第15条第1項、第2項各号列記以外の部分及び第3項、第18条第5項並びに第22条を除く。）及び附則中「行政情報」を「行政文書」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、財産区」を加える。

第4条中「務める」を「努める」に改める。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及

ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条第1項中「の一部」を削り、「ときは」の次に「、公開請求者に対し」を加え、「非公開情報に係る部分以外の部分を」を「部分を除いた部分につき」に改め、同条第2項中「が識別され得る」を「を識別することができる」に改め、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加え、「権利又は利益」を「権利利益」に改める。

第10条中「があつた場合において」を「に対し」に改める。

第11条第1項中「を決定し」を「の決定をし」に、「請求書」を「公開請求書」に改め、同条第2項中「及び」を「、及び」に改め、「。以下同じ」を削る。

第12条第1項中「公開請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日」を「公開請求があつた日から14日」に改め、同条第2項中「延長の期間」を「延長後の期間」に改める。

第13条中「公開請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日」を「公開請求があつた日から44日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「本条」を「この条

の規定」に改める。

第14条第1項中「とき」の次に「(第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)」を加える。

第15条第1項中「行政情報に」を「行政文書に」に、「、国、市以外の地方公共団体及び」を「の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」に、「もの」を「者」に、「公開請求に係る行政情報の表示」を「実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「公開決定」を「第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)」に改め、「対し」の次に「、実施機関が定めるところにより」を加え、「行政情報の表示」を「当該第三者に関する情報の内容」に改め、「別に」を削り、同項第1号中「当該情報」を「当該第三者に関する情報」に、「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改め、同条第3項中「行政情報」を「第三者に関する情報」に改める。

第16条中「文書、図面又は写真については閲覧」を「当該行政文書が、文書、図画、写真又はフィルムであるときは閲覧若しくは視聴」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、「については視聴、閲覧、写しの交付等で」を「であるときは」に改め、「別に」を削り、同条ただし書中「視聴又は閲覧」を「閲覧又は視聴」に改める。

第17条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同項ただし書中「公開しない」を「公開をしない」に改める。

第18条第2項中「(電磁的記録を除く。第5項において同じ。)の写しの交付」を「の公開」に、「別表により、当該写しの交付」を「その実施の方法に応じ、別表に定める行政文書の公開」に、「手数料」を「費用」に改め、同条第3項中「電磁的記録」を「第16条の規定による写しの交付(公開される行政文書が電磁的記録である場合は、実施機関が定める公開の実施の方法により複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)」により行政文書」に、「別表により、当該公開の実施に伴う手数料」を「当該写しの交付を実施機関が定めるところにより送付により受けるときは、当該送付に要する費用」に改め、同条第4項中「前2項の規定にかかわらず、実施機関」を「実施機関」に、「当該写しの交付」を「当該公開請求者に係る第2項に規定する行政文書の公開」に、「手数料又は当該公開の実施」を「費用及び前項に規定する送付」に、「手数料を」を「費用を」に改め、同条第5項を削る。

第20条第1項中「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊賀市情報公開・個人情報

保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）第1条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（第3項において「審査会」という。）」に改め、同条第3項中「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」を「当該審査請求について第1項の規定により行った諮問に係る審査会」に改める。

第22条第2号中「係る行政情報」を「係る行政文書」に、「当該行政情報」を「当該第三者に関する情報」に改める。

第28条中「公表する」を「その概要を公表する」に改める。

第29条第1項中「法人その他の団体」を「法人等」に、「当該出資法人等の」を「その」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀市情報公開条例（以下この項において「新情報公開条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等について適用する。